

## 長野県立大学動物実験細則

令和元年細則113-6-2号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この細則は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」の基本的な考えを踏まえ、日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年）」に基づき、長野県立大学（以下「本学」という。）において、研究及び教育のために行われる実験動物の飼養保管と動物実験が、科学的、倫理的かつ適法に実施されるに必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 本細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 動物実験室 実験動物に実験処置を加えることや生理機能を解析することを行う部屋や場所をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び動物実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するために、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。施設に導入するために輸送中のものをも含む。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。動物実験責任者は、本学専任教員（教授・准教授・講師・助教）に限る。
- (9) 管理者 動物実験責任者の所属する学部の学部長をいう。
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する本学専任教員のうち動物実験の管理を担当する者で、管理者の命を受け実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の指示に基づき、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び

飼養者をいう。

(13) 指針等 動物実験等に関して環境省が定める「基準」、文部科学省が定める「基本指針」及び日本学術会議が策定した「ガイドライン」をいう。

## 第2章 適用の範囲

### (適用の範囲)

第3条 この細則は、本学において行われる哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いるすべての動物実験等に適用する。

2 哺乳類、鳥類及び爬虫類以外の動物を用いる実験についても、この細則の主旨を尊重する。

3 動物実験等を別の機関に委託等をする場合は、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認する。

## 第3章 学長の責務

### (学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じる。

## 第4章 動物実験専門部会

### (動物実験専門部会の設置)

第5条 長野県立大学倫理委員会規程（平成30年規程第113-6号）第2条第3項の規定に基づき、長野県立大学倫理委員会委員長は、本学に動物実験専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会の組織及び運営については、別に定める。

## 第5章 動物実験等の実施

### (動物実験計画の立案)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等における科学的合理性の確保及び動物愛護の観点から、動物実験計画を立案し、学長に動物実験計画書を提出しなければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験計画の立案に当たって、教育及び研究の意義、動物実験等の必要性の他に、科学上の利用目的を達することのできる範囲内において、次の事項に配慮する。

- (1) 動物実験等の目的と必要性
- (2) 代替法の利用による実験動物の適切な利用
- (3) 使用数の削減のため、動物種、実験動物数、遺伝学のおよび微生物学的品質、飼養条件等を含む実験動物の選択
- (4) できる限り実験動物に苦痛を与えない実験方法の選択
- (5) 実験終了の時期の設定、また苦痛度の高い動物実験、あるいは致死的な動物実験を行う場合は、実験に伴う激しい苦痛から動物を開放するためのエンドポイント、実験打ち切りの時期を実験計画段階で設定すること。

3 動物実験責任者及び動物実験実施者は、動物実験計画について部会による審査と学長の承認を得なければ、動物実験を行うことができない。

(実験操作)

第7条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、適切に維持管理された施設及び設備を用いて動物実験等を行う。

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、科学上の利用に必要な限度において実験動物に与える苦痛を軽減すべきであり、実験操作に際しては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 適切な苦痛軽減処置（麻酔・鎮痛・鎮静薬の利用等）
- (2) 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
- (3) 適切な飼育室及び飼育器あたりの収容動物数
- (4) 適切な実験動物の保定や薬剤投与、試料採取などの手技の修得
- (5) 外科的処置及び術後管理に関する手技の習得
- (6) 安楽死処置方法に関する知識と技術の習得

3 人への危害防止上、安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等に従う。

4 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保する。

5 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験の実施に先立ち必要な実験手技の習得に努めなければならない。

6 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行う。

7 動物実験責任者は、動物実験を実施した後、文書により、使用実験動物数、動物実験等の成果について学長に報告する。

## 第6章 施設等

(施設等の設置)

第8条 実験動物管理者は、飼養保管施設、動物実験室を設置する場合には、文書により学長の承認を得なければならない。

2 実験動物管理者は、施設等の設置について学長の承認を得たあとでなければ、動物の飼養保管あるいは動物実験を実施させてはならない。

3 学長は、設置された飼養保管施設及び動物実験室について、部会に調査させ、その助言により実験動物管理者に改善を指示しなければならない。

(飼養保管施設の要件)

第9条 飼養保管施設は、次の要件を有しなければならない。

(1) 実験動物種や飼養保管数に応じた飼育設備、衛生設備を有すること。

(2) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること。

(3) 周辺環境等に悪影響を及ぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等の環境衛生面について十分配慮がなされていること。

(4) 適切な温度、換気、明るさを保つことができる設備であること。

(5) 実験動物の飼養保管および実験に関係のない者が施設に立ち入ったり、実験動物に接したりすることのないよう必要な措置をとること。

(6) 遺伝子組換え動物実験、病原体の感染動物実験、危険な化学物質を用いる動物実験等を行う施設等では、遺伝子組換え動物、感染動物、危険な化学物質を投与した実験動物の逃亡を確実に防ぐための設備を設けること。

(7) 実験動物管理者が置かれていること。

(動物実験室の要件)

第10条 動物実験室は、次の要件を有しなければならない。

(1) 動物の逃亡を防止し、排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造とすること。

(2) 常に清潔な衛生状態を保ち、万一、実験動物が室内に逃亡しても捕獲しやすいようになっていること。

(3) 室内には必要に応じて安全キャビネット、ドラフトチャンバー、局所排気装置などの設備・備品を整備し、労働災害の防止に努めること。

(4) 動物実験室内で、動物実験等に関係のない者が、無用の実験動物に接することのないようすること。

(施設等の構築・運営)

第11条 管理者は、実験動物管理者とともに、施設等を構築・運営するよう努める。

(施設等の廃止)

第12条 管理者は、飼養保管施設の廃止に当たり、必要に応じて、飼養保管中の動物を他の施設に譲渡するよう努める。

2 管理者は、飼養保管施設及び動物実験室を廃止したときは、速やかに学長に届け出る。

## 第7章 実験動物の飼養及び保管

### (実験動物の導入)

第13条 実験動物は、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より、合法的に導入する。

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の規格、品質及び異常の有無を確認するとともに、必要に応じて適切な検疫を行わなければならない。

3 動物実験責任者及び動物実験実施者は、導入された実験動物を動物実験に供する前に、必要に応じて適切な順化期間を設定し、実験動物が新たな環境や実験方法に適応するように配慮する。

### (給餌・給水)

第14条 動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者及び実験動物管理者は、施設等への導入から動物実験終了までの期間にわたり、実験動物の状態を観察し、生理、生態、習性等に応じて、適切な給餌、給水等を行う。

### (健康管理)

第15条 動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者及び実験動物管理者は、実験動物が動物実験の目的以外の疾病を起こしたり、傷害を受けたりすることのないよう予防的な健康管理に努めるとともに、これらの疾病や傷害が見られた場合には、他の動物や人への感染等の防止、当該実験動物の苦痛の軽減等、必要な措置をとる。

### (異種又は複数動物の飼育)

第16条 動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者及び実験動物管理者は、異種又は複数の実験動物を同一の施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮した収容を行う。

### (記録の保存及び報告)

第17条 動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存し、実験動物管理者に提出する。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告する。

### (譲渡等の際の情報提供)

第18条 動物実験責任者、動物実験実施者及び実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当た

り、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等の情報及びその他必要な情報を提供しなければならない。

(実験動物の輸送)

第19条 動物実験責任者、動物実験実施者及び実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準及び法令を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

## 第8章 安全管理

(危害防止)

第20条 管理者及び実験動物管理者は、逃亡した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定める。

2 人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逃亡した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者、実験動物管理者及び動物実験責任者は、物理的、化学的に危険な材料、あるいは病原体等、人の安全・健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす危険性のある動物実験等を実施する際には、動物実験実施者及び飼養者の安全確保に特に注意を払わなければならない。

4 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を迅速に講ずる。

5 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講ずる。

6 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等を実施する際には、関連法規等を遵守しなければならない。

(廃棄物の処理)

第21条 動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養や動物実験等により発生した動物死体や実験廃棄物類は、関連法規に従って処理する。

2 動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者及び実験動物管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逃亡による危害防止に努める。

(緊急時の対応)

第22条 管理者及び実験動物管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図る。

## 第9章 教育訓練

### (教育訓練)

第23条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の委託を受けて部会が主催する教育訓練を受けなければならない。

## 第10章 自己点検・評価・検証

### (自己点検・評価・検証)

第24条 部会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

2 部会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

3 学長は、部会による自己点検・評価の結果について検証する。

## 第11章 情報公開

### (情報公開)

第25条 動物実験等に関する情報は、個人情報や研究情報の保護に配慮しつつ、年1回程度公表し、本学における動物実験等の透明性の確保に努める。

## 第12章 雑則

### (雑則)

第26条 この細則に定めるもののほか、動物実験の実施等に関し、必要な事項は管理者が定める

### 附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。